

○久喜市空家利活用補助金交付要綱

令和5年3月31日

告示第135号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域コミュニティの活性化等を図るため、空家の利活用をする者に対し、予算の範囲内で久喜市空家利活用補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、久喜市補助金等の交付に関する規則（平成22年久喜市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「空家」とは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等のうち建築物をいう。

(補助対象空家)

第3条 補助金の交付の対象となる空家（以下「補助対象空家」という。）は、次の全ての要件に該当する建築物とする。

- (1) 市内に存する建築物であること。
- (2) 住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる住宅を含む。以下同じ。）で、おおむね1年以上居住又は使用がされていないものであること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）の規定に違反していないこと。
- (4) 昭和56年6月1日以後に建築される建築物に適用される耐震基準による耐震性が確保されている住宅又は補助金により次条第6号に規定する耐震改修工事を実施する住宅であること。

- (5) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 国又は地方公共団体からこの告示による補助金と同様の補助を受けていないこと。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象空家に係る次の工事とし、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事の実施に要する経費とする。

- (1) 屋根、外壁その他の外装の改修工事
- (2) 内壁、床、天井その他の内装の改修工事
- (3) 台所、浴室、洗面所、便所等の給排水の改修工事
- (4) 電気、ガス、空調、通信等の設備の改修工事
- (5) 増改築工事（補助対象空家の全部を建て替えるものを除く。）
- (6) 耐震改修工事（耐震診断を含む。）
- (7) 用途の変更に伴い法令上必要となる工事
- (8) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める工事

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象工事を行う者又は団体で、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 補助対象工事を行うことについて、所有者等（空家を所有し、又は管理する者をいう。）の同意を得ていること。
- (3) 久喜市暴力団排除条例（平成25年久喜市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。

(コミュニティ事業の実施)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けて補助対象工事を実施したときは、

当該補助対象工事に係る補助対象空家において、地域コミュニティの活性化に資するものとして市長が認める事業（以下「コミュニティ事業」という。）を10年以上実施しなければならない。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、50万円を上限とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請書の様式等）

第8条 規則第6条第1項の申請書の様式は、空家利活用補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）のとおりとする。

2 規則第6条第2項第3号に規定する市長が定める事項に係る書類は、次のとおりとする。

- （1） 補助対象空家の位置図
- （2） 補助対象工事の見積書
- （3） 補助対象空家の現況写真
- （4） 登記事項証明書その他の補助対象空家の所有者が分かる書類
- （5） 地域コミュニティ事業に係る事業計画書（様式第2号）
- （6） 補助対象空家の一部を解体する場合は、建設業者に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けたことを証する書類の写し又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第23条第2項の規定による通知の写し
- （7） 昭和56年5月31日以前の建築確認に基づき建築された住宅で、耐震改修工事を行わないものにあつては、建築士が作成した耐震診断報告書及び耐震診断を実施した者の建築士免許証（建築士法（昭和25年法律第202号）第5条第2項の一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証をいう。以下同じ。）又は建築士免許証明書（同法第10条の19第

1項の規定により読み替えて適用する同法第5条第2項の一級建築士免許証明書又は同法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用する同法第5条第2項の二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書をいう。以下同じ。)の写し

(8) 所有者の相続人が申請する場合は、所有者との関係が確認できる戸籍全部事項証明書又は除籍全部事項証明書

(9) 補助対象者が法人又は団体の場合にあつては、法人・団体概要書(様式第3号)

(10) 補助対象空家及び補助対象空家の敷地の所有者が複数いる場合にあつては、その所有者全員からの利活用に係る同意書(様式第4号)

(11) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

3 補助対象者は、市長が要件の確認するために税情報の閲覧その他必要な調査を行うことに同意しなければならない。

(交付決定通知書の様式等)

第9条 規則第9条第1項の交付決定通知書の様式は、空家利活用補助金交付決定通知書(様式第5号。以下「交付決定通知」という。)のとおりとする。

2 規則第9条第2項に規定する通知は、空家利活用補助金不交付決定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(変更等の承認申請書の様式等)

第10条 規則第11条第1項に規定する申請書の様式は、空家利活用補助金交付変更・中止承認申請書(様式第7号)のとおりとする。

2 規則第11条第3項の規定により交付決定の変更又は取消しをしたときは、空家利活用補助金交付決定変更・取消決定通知書(様式第8号)により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告書の様式等)

第11条 規則第13条の報告書の様式は、空家利活用補助金実績報告書(様式

第9号) のとおりとする。

2 規則第13条に規定する期日は、補助対象工事が完了した日から1か月を経過する日又は交付決定通知のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

3 規則第13条第3号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象工事の契約書の写し
- (2) 補助対象工事の完了後の写真
- (3) 補助対象工事の領収書の写し
- (4) 補助対象工事に要した費用についてその経費の内訳を示す書類
- (5) 耐震改修工事を行った場合は、建築士が作成した耐震診断報告書、耐震改修設計図、工事監理及び現場検査の報告書並びにこれらの書類を作成した建築士の建築士免許証又は建築士免許証明書の写し
- (6) 補助対象空家を賃借し、又は購入した場合は、賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- (7) 補助対象空家について地域コミュニティ事業を開始したことがわかる書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、空家利活用補助金額確定通知書(様式第10号)により行うものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助対象者は、前条に規定する通知があったときは、空家利活用補助金交付請求書(様式第11号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

(状況報告等)

第14条 補助対象者は、地域コミュニティ事業を開始した日から10年間（以下「事業期間」という。）、地域コミュニティ事業の実施状況を、地域コミュニティ事業実施状況報告書（様式第12号）により、市長に報告しなければならない。

2 前項の報告は、毎年度5月末までに、前年度の実施状況について報告するものとする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、事業期間内における地域コミュニティ事業の実施状況について、検査又は調査をすることができる。

（地域コミュニティ事業の内容等の変更）

第15条 補助対象者は、事業期間において、地域コミュニティ事業の内容の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）又は使用している補助対象空家の用途の変更があったときは、地域コミュニティ事業変更届（様式第13号）により、市長に届け出なければならない。

（交付決定の取消し）

第16条 規則第17条の規定による交付決定の全部又は一部の取消しは、空家利活用補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により行うものとする。

（書類の保管）

第17条 規則第20条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象工事完了後10年間とする。

（その他）

第18条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

空家利活用補助金交付申請書

年 月 日

久喜市長 あて

住所
申請者 氏名
電話番号

久喜市空家利活用補助金の交付を受けたいので、久喜市補助金等の交付に関する規則第6条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

所在地	久喜市
事業の名称	
地域コミュニティの活性化等に資する用途	
工事予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
補助対象費用	円
補助金申請額	円

・補助対象の要件の確認及び調査等の同意

申請者、補助対象事業等は、次の要件を満たします。また、この要件の確認のために、市が調査又は公簿等を閲覧することに同意します。（確認し、チェック☑してください。）

- 申請者は、市税を滞納していないこと。
- 申請者及び施工事業者は、久喜市暴力団排除条例第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 申請する補助対象空家について国、他の市町村等から同様の補助金の交付を受けていないこと。

・添付書類（確認し、チェック☑してください。）

- 位置図 見積書 現況写真 登記事項証明書その他の空家の所有者が分かる書類
- 地域コミュニティ事業に係る事業計画書（様式第2号）
- 建築業者の建設業許可証の写し又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第23条第2項の規定による通知の写し（一部解体する場合）
- 戸籍全部事項証明（戸籍謄本）又は除籍全部事項証明（除籍謄本）（所有者等の相続人が申請する場合）
- 昭和56年5月31日以前の建築確認を受けたもので、耐震改修工事を行わない場合は、建築士が作成した耐震診断報告書及び耐震診断を実施した者の建築士免許証の写し
- 法人・団体概要書（様式第3号）※申請者が法人又は団体の場合
- 利活用に係る同意書（様式第4号） 市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

地域コミュニティ事業に係る事業計画書

事業の名称		
地域コミュニティの促進に資する用途区分	※次のうち、該当する番号を○で囲むこと 1 まちづくりの活動拠点施設（市民活動・グループ活動を行う施設、貸し会議室等） 2 交流施設（集会所、子ども食堂等） 3 体験学習施設（防災体験学習等） 4 教育施設（放課後学習支援施設等） 5 創作活動施設（手工芸、絵画、料理教室等を行う施設等） 6 文化施設（美術作品展示施設等） 7 滞在型体験施設（移住体験宿泊施設等） 8 その他（ ）	
事業の目的		
事業の対象者		
事業の内容		
事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
年間スケジュール		
収支計画	収入	支出
事業の開始予定年月日	年 月 日	

様式第3号（第8条関係）

法人・団体概要書

久喜市空家利活用補助金交付要綱に係る地域コミュニティ事業を実施する法人・団体の概要は、次のとおりです。

名 称		
所 在 地		
代 表 者 氏 名		
設 立 年 月 日	年	月 日
従 業 員（会 員） 数	名	
事 業（活 動） 内 容		
主 な 実 績		
事 業 担 当 者	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	メ ー ル ア ド レ ス	

様式第4号（第8条関係）

利活用に係る同意書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所

同意者 氏 名

電話番号

私は、下記の申請者が、私が（所有・相続）する（土地・建築物）を久喜市空家利活用補助金交付要綱に規定する地域コミュニティ事業の実施のため、利活用することについて同意します。

記

1 空家

所在地	久喜市
種類	
構造	
建築年月日	

2 申請者

住 所	
氏 名	
電話番号	

様式第5号（第9条関係）

空家利活用補助金交付決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで申請のあった久喜市空家利活用補助金について、久喜市補助金等の交付に関する規則第7条第1項の規定により下記のとおり交付することを決定したので、同規則第9条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 補助対象空家の所在地 久喜市
- 3 用途区分
- 4 地域コミュニティ事業の名称
- 5 工事予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 6 交付条件

様式第6号（第9条関係）

空家利活用補助金不交付決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで申請のあった久喜市空家利活用補助金について、
下記の理由により交付しないことを決定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第9条第2項の規定により通知します。

記

不交付理由

様式第7号（第10条関係）

空家利活用補助金交付変更・中止承認申請書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け久 第 号で交付決定を受けた久喜市空家利活用補助金について、下記のとおり（変更・中止）したいので、久喜市補助金等の交付に関する規則第11条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

所 在 地	久喜市
変更・中止の区分	変更・中止
補助対象費用 (変更後)	円
補助金申請額 (変更後)	円
変更又は中止の内容	
変更又は中止の理由	

様式第8号（第10条関係）

空家利活用補助金交付決定変更・取消通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで（変更・中止）承認の申請のあった久喜市空家利活用補助金について、久喜市補助金等の交付に関する規則第11条第3項の規定により、下記のとおり交付決定を（変更する・取り消す）ことに決定しましたので、通知します。

記

所在地	久喜市
当初交付年月日番号	年 月 日 第 号
当初交付決定額	金 円
変更交付決定額	金 円
地域コミュニティ事業	
条 件	

様式第9号（第11条関係）

空家利活用補助金実績報告書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け久 第 号で交付決定の通知を受けた久喜市空家利活用補助金について、工事が完了したので久喜市補助金等の交付に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えてその実績について下記のとおり報告します。

記

所 在 地	久喜市
交 付 決 定 額	金 円
工 事 費 用	金 円
工 事 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
地域コミュニティ事業の名称	
地域コミュニティ事業の開始日	年 月 日

- ・添付書類（確認し、チェック☑してください。）
 - 補助対象工事の契約書の写し 補助対象工事の完了後の写真
 - 補助対象工事の領収書の写し
 - 補助対象工事に要した費用についてその経費の内訳を示す書類
 - 建築士が作成した耐震診断報告書、耐震改修設計図、工事監理及び現場検査の報告書並びにこれらの書類を作成した建築士の建築士免許証又は建築士免許証明書の写し（耐震改修工事を行った場合）
 - 賃貸借契約書又は売買契約書の写し（補助対象空家を賃借又は購入した場合）
 - 地域コミュニティ事業を開始したことがわかる書類
 - その他市長が必要と認める書類

様式第10号（第12条関係）

空家利活用補助金額確定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長 

年 月 日付けで実績報告のありました久喜市空家利活用補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、久喜市補助金等の交付に関する規則第14条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

様式第 1 1 号 (第 1 3 条関係)

空家利活用補助金交付請求書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所

氏 名

㊞

電話番号

年 月 日付け久 第 号で額の確定通知を受けました久喜市空家利活用補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 金 _____ 円

2 振込先

取扱金融機関名	銀行 信用金庫 農協							支店
口座種別・番号	普通・当座							
ふりがな								
口座名義人								

様式第12号（第14条関係）

地域コミュニティ事業実施状況報告書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所

氏 名

㊞

電話番号

久喜市空家利活用補助金交付要綱第14条第1項の規定により、地域コミュニティ事業の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

事業の実施年度		
事業の名称		
空家の所在地		
活動の内容		
活動の収支決算	【収入】	【支出】
活動の効果		
その他		

※書ききれない場合は、別紙を作成してください。

様式第13号（第15条関係）

地域コミュニティ事業変更届

年 月 日

久喜市長 あて

住 所

氏 名 ㊟

電話番号

地域コミュニティ事業の内容等を下記のとおり変更したので、久喜市空家利活用補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 所在地
- 2 事業の名称
- 3 空家利活用補助金を受けた年度
- 4 変更の項目 地域コミュニティ事業の変更
補助対象空家の用途の変更
その他（ ）
- 5 変更の内容

様式第14号（第16条関係）

空家利活用補助金交付決定取消通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付け久 第 号で交付決定した久喜市空家利活用補助金について、久喜市補助金等の交付に関する規則第17条第1項の規定により、下記のとおり交付決定の（全部・一部）を取り消しましたので、通知します。

記

所在地	久喜市
交付決定日・番号	年 月 日 第 号
交付決定額	円
既交付額	円
取消金額	円
取消理由	

様式第1号 (第8条関係)

様式第2号 (第8条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第9条関係)

様式第6号 (第9条関係)

様式第7号 (第10条関係)

様式第8号 (第10条関係)

様式第9号 (第11条関係)

様式第10号 (第12条関係)

様式第11号 (第13条関係)

様式第12号 (第14条関係)

様式第13号 (第15条関係)

様式第14号 (第16条関係)